

綾瀬市議会 12月定例会会期日程

資料 3

令和7年11月

月・日	曜日	会 議	事 項
11・27	木	本 会 議	・ 補正予算 ・ 一般議案 ・ 一般質問通告書午後4時締切
28	金	休 会	
29	土	休 会	
30	日	休 会	
12・1	月	休 会	
2	火	市民福祉常任委員会	
3	水	経済建設常任委員会	
4	木	総務教育常任委員会	
5	金	休 会	
6	土	休 会	
7	日	休 会	
8	月	基地政策特別委員会	
9	火	休 会	
10	水	休 会	・ 写真撮影申込正午締切
11	木	本 会 議	・ 一般質問
12	金	本 会 議	・ 一般質問
		議 会 運 営 委 員 会	
13	土	休 会	
14	日	休 会	
15	月	本 会 議	・ 一般質問
16	火	休 会	
17	水	本 会 議	・ 委員会付託議案の委員長報告～採決 ・ 一般質問掲載申出書締切日
		議 会 全 員 協 議 会	

○開議時間については、午前9時〔最終日は午前9時30分〕

本 会 議・・・議 場
 総務教育常任委員会・・・第1委員会室
 経済建設常任委員会・・・第1委員会室

議 会 運 営 委 員 会・・・第1委員会室
 市民福祉常任委員会・・・第1委員会室
 基地政策特別委員会・・・第1委員会室

綾瀬市議会 12月定例会議事日程（第1号）

令和7年11月27日（木）午前9時開議

日程第 1		会期決定について
日程第 2	第72号議案	指定管理者の指定について（綾瀬市立中央公民館北の台コミュニティプラザ）
日程第 3	第79号議案	令和7年度綾瀬市一般会計補正予算（第5号）
日程第 4	第80号議案	令和7年度綾瀬市一般会計補正予算（第6号）
日程第 5	第81号議案	令和7年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 6	第82号議案	令和7年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 7	第83号議案	令和7年度綾瀬市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第 8	第84号議案	令和7年度綾瀬市公共下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第 9	第62号議案	綾瀬市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
日程第10	第63号議案	綾瀬市青少年相談室設置条例の一部を改正する条例
日程第11	第64号議案	綾瀬市こども医療費助成条例及び綾瀬市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
日程第12	第65号議案	綾瀬市火災予防条例の一部を改正する条例
日程第13	第66号議案	綾瀬市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
日程第14	第67号議案	綾瀬市総合教育支援センター条例
日程第15	第85号議案	綾瀬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第16	第68号議案	工事請負契約の締結について（令和7年度綾瀬市立綾瀬中学校A棟空調設備機能復旧工事（機械））
日程第17	第69号議案	工事請負契約の変更について（令和6年度綾瀬市立もみの木園建替え工事（建築））
日程第18	第70号議案	工事請負契約の変更について（令和6年度綾瀬市庁舎照明設備等改修工事）
日程第19	第71号議案	工事請負契約の変更について（令和6年度綾瀬市庁舎内装等改修工事）
日程第20	第73号議案	市道路線の廃止について（R90）
日程第21	第74号議案	市道路線の廃止について（R539）
日程第22	第75号議案	市道路線の廃止について（R871）

- 日程第 23 第 76 号議案 市道路線の認定について (R 8 7 1 - 1)
- 日程第 24 第 77 号議案 市道路線の認定について (R 2 9 2 - 3)
- 日程第 25 第 78 号議案 市道路線の認定について (R 1 4 3 5 - 2)
- 日程第 26 第 10 号報告 専決処分の報告について (綾瀬市市税条例の一部を改正する
条例)

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 4 0 号		令和7年 1 0 月 3 1 日 受 付
		令和7年 1 1 月 2 7 日 審査依頼
件 名		安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、全てのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引上げを求める陳情書
代 表 者	住 所	横浜市中区桜木町3－9 横浜平和と労働会館3階
	氏 名	神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 川 村 奈緒美

—— 陳 情 の 原 文 ——

陳情趣旨

政府は、2024年の診療報酬・介護報酬改定で賃上げに特化した「ベースアップ評価料」や「新介護加算」を盛り込みましたが、その効果は極めて限定的であり、「2.5%のベースアップ目標」には程遠く、2025年春闘結果で日本医労連加盟の医療機関や介護施設での賃上げ平均率は2.07%（5,772円）にとどまり、2025年民間主要企業春季賃上げ平均率5.52%、平均額18,629円と比べて3分の1程度にとどまっています。さらには年間賞与の平均額においては、もともとが民間主要企業の半分程度なところを、今年さらに引き下げられる医療機関や介護施設が続出しています。政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、最低でも全産業平均を上回る賃上げで格差を埋め、全てのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策にするべきです。その賃上げのためには、事業存続の危機にまで至っている医療・介護施設への緊急援助の拡充も必要であり、診療報酬・介護報酬を最低でも10%以上引き上げるべきです。差別と分断を許さず、政府の責任で全てのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、下記事項につき地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

陳情項目

- 1 医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるために、2026年度の診療報酬改定と、1年前倒しで介護・障害福祉サービス等報酬改定も実施し、全ての医療機関と介護・福祉等事業所の物価高騰対策も含めて、各10%以上の引上げ改定を実施すること。また当面の支援策として、2025年度中に全額公費による賃上げ支援策を実行すること。

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 4 1 号		令和7年 1 0 月 3 1 日 受 付 令和7年 1 1 月 2 7 日 審査依頼
件 名	夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書	
代 表 者	住 所	横浜市中区桜木町3－9 横浜平和と労働会館3階
	氏 名	神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 川 村 奈緒美

—— 陳 情 の 原 文 ——

陳情趣旨

人間の生体リズムに反した夜間労働、特に長時間夜勤については、心身に与える有害性や安全面でのリスクが科学的にも証明されています。諸外国では、ILO（国際労働機関）「看護職員の雇用、労働条件及び生活状態に関する条約（第149号）・看護職員の雇用、労働条件及び生活状態に関する勧告（第157号）」や「夜業に関する条約（第171号）・夜業に関する勧告（第178号）」などに基づいた規制が行われ、「一日の労働時間は8時間以内」「時間外も含めて12時間以内」など有害業務である夜間勤務から労働者の健康と生活を保護しています。しかし日本では、医療も介護現場でも16時間以上の長時間夜勤が年々増え、常態化しつつある異常な実態にあります。日本でも諸外国並みの保護措置をとり、患者・利用者にとって安全・安心の医療・介護の実現と労働者が健康に働き続けられる環境整備が早急に求められています。同時に、長時間夜勤が増えてしまっている根本的な原因になっている人手不足を早急に解決する必要があります。

人手不足を解決するどころか、現在看護や介護職員の離職者が増え、入職者が減っているという深刻な状況となっており、その大きな原因の一つには、他産業と比べて3分の1の賃上げ額や2分の1の一時金（賞与）など、ケア労働者の低すぎる賃金実態があることは紛れもない事実です。

国民生活に欠かすことのできない、医療・介護の提供体制を守ることは国の責務です。誰もが安全・安心に医療や介護がいつでもどこでも受けられるようにするために、下記事項につき、地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

陳情項目

- 1 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直すこと。また、ケア労働者を大幅に増員し、安定した人員確保のためにも、大幅賃上げを支援すること。
- 2 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
- 3 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充すること。
- 4 患者・利用者の負担軽減を図ること。

陳 情 文 書 表			
陳 情 第 4 2 号		令和7年 1 0 月 3 1 日 受 付	
		令和7年 1 1 月 2 7 日 審査依頼	
件 名		介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情書	
代 表 者	住 所	横浜市中区桜木町3－9 横浜平和と労働会館3階	
	氏 名	神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 川 村 奈緒美	

—— 陳 情 の 原 文 ——

陳情趣旨

県民（市民）の命と健康を守るために日夜を問わずご奮闘いただいていることに敬意を表します。介護保険制度の開始から25年。利用料や施設での居住費・食費の負担が重く、必要な介護サービスを受けられない人が増えています。家族の介護を理由とした介護離職は年間10万人と高止まりしたままです。介護事業所は低く据え置かれた介護報酬のもとで深刻な経営難に直面しており、2024年の倒産・休廃業件数は784件と過去最多となりました。特に、訪問介護は基本報酬の引下げの影響で事業撤退が相次いでおり、訪問介護事業所がゼロになった自治体が増加しています。介護現場の人手不足も深刻さを増しており、政府は2026年度に介護職員が25万人不足する需要見込みを示していますが、有効な対策は講じられていません。

肝心の処遇改善は遅々として進んでおらず、2024年度の全産業平均との賃金格差は、前年度月額6万9,000円から8万3,000円へと大幅に広がっています。

こうした中、政府は「利用料2割負担の対象拡大」や「ケアプランの有料化」、「要介護1・2の生活援助の保険給付外し」など、さらなる負担増・サービス縮小を検討しています。これ以上の制度の後退は許されません。

全ての人が安心して介護を受け、介護従事者も尊重される制度の実現には、国の財政支援の強化による制度の抜本改革、介護職員の大幅な賃金の引上げが不可欠です。

以上の趣旨から、介護保険制度の改善、憲法 25 条に基づいたケアが大切にされる社会の実現に向けて、下記事項につき、地方自治法第 99 条に基づく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

陳情項目

- 1 介護保険の利用に困難をもたらす利用料 2 割負担の対象拡大、ケアプランの有料化、要介護 1・2 の保険給付外し（総合事業への移行）などの見直しを行わないこと。
- 2 訪問介護の基本報酬の引下げを撤回し、介護報酬全体の大幅な底上げを図る再改定を至急行うこと。その際はサービスの利用に支障が生じないように、利用料負担の軽減などの対策を講じること。
- 3 全額国庫負担により、全ての介護従事者の賃金を全産業平均まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引上げを行うこと。
- 4 必要なときに必要な介護が保障されるよう、介護保険料、利用料、居住費・食費などの費用負担の軽減、サービスの拡充による介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政に対する国庫負担の割合を大幅に引き上げること。

陳 情 文 書 表			
陳 情 第 4 3 号		令和7年 1 1 月 1 0 日 受 付	
		令和7年 1 1 月 2 7 日 審査依頼	
件 名		「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書	
代 表 者	住 所	横浜市中区桜木町3－9 横浜平和と労働会館6階	
	氏 名	神奈川県労働組合総連合 議長 住 谷 和 典	

—— 陳 情 の 原 文 ——

陳情趣旨

神奈川県最低賃金審議会（赤羽淳会長）は8月8日、神奈川県の最低賃金を現行（1時間1,162円）から63円（5.42%）引き上げ、1,225円とするよう神奈川県労働局・児屋野文男局長に答申しました。上げ幅は厚生労働省の審議会が示した目安と同額ですが、神奈川県最低賃金審議会（以下審議会）は「中小企業・小規模事業者の構造的・継続的な賃上げに資するための中期的な施策として国が打ち出した『中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画』の着実な実行を要望する。その際、県・市町村を含む関係行政機関と密に連携し、企業が継続的に生産性向上や官公需を含めた適正な価格転嫁を実現できるよう、中長期的な支援策を具体化し、これらの事業者に対する支援策の周知及び活用の促進に努めるほか、各助成金制度の要件や申請手続等について、事業者には過大な負担が生じることのないよう、関係行政機関が適切に運用すること」を求めています。

急激な物価上昇の局面において審議会では昨年に引き続き、最低賃金決定の3要素のうち生計費に着目した議論がなされました。神奈川県の最低賃金1,225円で月150時間働いても183,750円です。そこから、税金や社会保険料が天引きされれば、水道光熱費や住居費、食費、日用品費など生活に欠かせないものへの支払いは一層厳しくなり、健康的な食事や医療へのアクセス、交際費など、本来必要とする

ことを切り詰めなければ暮らせません。その状況は長引く物価高騰によって、ますます深刻となっています。

今春闘での賃上げは物価高騰に届いておらず、最低賃金を含めた賃金の引上げによる非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められています。神奈川県の実業労働者比率は2024年では36.3%、そのうち女性が67.2%と前年から増加しています（出どころ 神奈川県労働力調査結果報告）。また、神奈川県における最低賃金の影響率は、事業所規模5人以上では10.3%・全国平均8.8%（出どころ 厚生労働省令和6年賃金構造基本統計調査）と全国の中でも高く、最低賃金近傍の労働者が多いことから、最低賃金の引上げによる非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められており、より重視していく必要があります。

JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」（2024年）の概要では、「最低賃金引上げに対応するために期待する政策的支援」について、「賃金を引き上げた場合の税制優遇」と43.1%が回答し圧倒的に高い結果となっており、社会保険料の事業主負担の軽減を求める声が強くなっています。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。」としており、最低賃金法第9条は、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」にするとしています。貴議会におかれましては、最低賃金を抜本的に引き上げること、中小企業支援策の拡充を実現することを、国に対して意見書を提出するよう陳情します。

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 4 4 号		令和 7 年 1 1 月 1 2 日 受 付
		令和 7 年 1 1 月 2 7 日 審査依頼
件 名		庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認及び職員を心理的圧力から保護するための措置を求める陳情
代 表 者	住 所	横浜市旭区四季美台 5 5 - 6
	氏 名	ハラスメントから職員を守る神奈川県民の会 代表 出 井 健三郎

——— 陳 情 の 原 文 ———

陳情理由

ハラスメントから職員を守る神奈川県民の会（県民の会）は、令和 5 年から庁舎内における、議員による政党機関紙の勧誘行為が職員への心理的圧力が伴っており、政治的な中立性にも疑問があると指摘し、神奈川県各市町村に陳情を出して改善を求めてまいりました。神奈川県と 1 6 の市町村で陳情が採択され、それを踏まえて神奈川県と 8 の市町でアンケートが行われ、実態が明らかになりました。神奈川県でも 6 月議会で陳情が採択され、今年 8 月に管理職を対象に調査を実施。4 名が心理的な圧力を感じた、うち 2 名がハラスメントを受けたと感じたと明確に回答しています。

綾瀬市は陳情が採択されましたが、調査が行われておらず、実態は不明です。しかし神奈川県全体の調査結果を踏まえると、綾瀬市でも「勧誘時に心理的圧力が生じていることへの懸念」は払拭できず、今までの慣習を明確に見直して健全化すべきと考えます。

ハラスメントを伴う政党機関紙勧誘は議員のモラルが疑われる重大事項であり、同時に、職員にとって庁舎内で政党機関紙を購読しお金のやり取りまですることは政治的な中立性から見て疑念が抱かれる行為です。

住民に公明正大に説明できない慣習をいつまでも引きずるべきではありません。職員個人の思想信条及び政治的な自由を担保できる形で、庁舎内では原則中止（禁止）すべきと考え、改めて陳情いたします。

具体的な提案です。庁舎内で配達・集金・勧誘を原則中止（禁止）しても、購読希望する職員にとって問題がない社会環境になりました。

- 1 議員による勧誘は庁舎内管理規定で明確に禁止されています。議員からの勧誘は、心理的圧力やハラスメントを生じさせることが実態調査で確認されていますので、ハラスメント防止の観点から、電話を含め明確に禁止を確認する。
- 2 （議員から勧誘されることなく）職員が自発的に購読希望する際は、自身でウェブサイト等から申し込むようにする。現在、しんぶん赤旗日曜版も含め各政党機関紙が電子化されています。また、集金もクレジット決済が可能です。職員は、庁舎内での配達・集金が生じない購読方法を選択することで、庁舎内の政治的中立性への疑念払拭に配慮する。

上記の実例として、群馬県渋川市では、ハラスメントへの懸念から議員から職員への全ての営業行為を禁止することを申し合わせました。また、愛知県あま市や栃木県壬生町では、アンケート調査結果を踏まえて、全職員の政党機関紙契約を一旦白紙にし、自分の意志で購読したい方が再度申し込む方法で対応しました。

こうした実例を踏まえ、神奈川県や他市町村のアンケート結果を重く受け止めて、以下の対応をお願いします。

陳情項目

- 1 ハラスメント防止の観点から、庁舎内における議員による政党機関紙の勧誘行為を禁止する旨を、改めて明確に確認し、徹底してください。
- 2 心理的圧力を伴う勧誘により、庁舎内での政党機関紙購読を現在も継続している職員への救済措置として、現行の職員契約を一旦全て中止し、継続を希望する職員には改めて自発的意志に基づいて申し込む手続を検討してください。この措置によって、購読希望者だけが購読するように改まります。
- 3 職員が自発的に政党機関紙を購読することは自由ですが、庁舎内の政治的中立性に疑念を生じさせないため、庁舎内での配達・集金を伴わない電子版購読、または自宅への配達とする方法に切り替えられるよう努めてください。大多数のケースで支障はないはずです。

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 4 5 号		令和 7 年 1 1 月 1 2 日 受 付
		令和 7 年 1 1 月 2 7 日 審査依頼
件 名		職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用及び行政の政治的中立性確保を求める陳情
代 表 者	住 所	東京都葛飾区東新小岩 1－1－1－4 0 1
	氏 名	自治労と自治労連から国民を守る党 代表 浜 田 聡 外 1 名

—— 陳 情 の 原 文 ——

陳情理由

行政の政治的中立性は、地方自治体が住民の信頼を得て公正に運営されるための最も基本的な原則です。地方公務員法第 3 6 条は、職員の政治的行為を制限し、庁舎内における特定政党や議員・候補者への支援活動を禁止しています。

しかし一方で、職員団体（自治労・自治労連など）においては、組合費が給与から自動的に天引き（チェックオフ）され、その一部が上部団体を通じて特定政党・議員・候補者の支援活動や政治的活動に充てられているとの報告があります。

この仕組みは、行政職員の給与支給事務という公的な財務システムを通じて、結果的に政治的活動を行う団体へ資金が流れる構造を生じさせており、「公金が政治目的に関与」しているように見える点で、適正性を欠くおそれがあります。

チェックオフは行政が給与システムを用いて組合費を一括徴収・送金することで、団体側が本来負担すべき事務手数料や振込手数料を免除する特定団体への便宜供与です。政治活動を行ったり特定政党・議員・候補を支援する団体に対し、公的事務を通じて便宜を与えることは、「行政の政治的中立性を損なう」おそれがあります。

地方議会では、議員個人の会派費や政党支部費について給与天引きを廃止し、自主的な振込納付方式へ移行する事例も確認されています。

職員団体の組合費チェックオフについても、政治活動を行う、あるいは特定政党・議員・候補を支援・支持する団体においては、行政の給与支給システムからの分離が

望ましく、各職員が自らの意思で振込や口座引落により納付する方式への移行を検討することが、公正で中立な行政運営の確保に資すると考えます。

一方、職員団体がチェックオフ制度の継続を希望する場合には、当該団体が庁舎内での政治的活動や特定政党・議員・候補の支援表明を控える配慮を行い、行政との協議を通じて、住民に政治的中立性への誤解を生まないよう透明性の構築に努めることが求められます。

あわせて、地方公務員法第52条により、労働組合（職員団体）への加入・非加入は完全に任意であり、職員個人の自由意思が最大限に尊重されなければなりません。しかしながら、近年もなお、加入・非加入や活動参加において、職員の自由意思が十分に反映されない事例が報告されており、行政と職員団体は改めて職員個人の自由と意思決定の尊重を確認する必要があります。

以上の理由から、行政の労働組合（職員団体）によるチェックオフ制度の運用に際しては、1. 行政の政治的中立性の確保、2. 地方公務員法第36条に基づく政治的行為の制限、3. 職員一人一人の組合加入・非加入、活動参加の自由の尊重、という三原則の下で、制度的な矛盾や不透明さを排除することが求められます。

これらの原則が住民に十分理解・納得される形で提示・公開されるよう、関係者間で制度運用を丁寧に再確認し、必要に応じて見直し・合意形成を行ってください。

なお、広島県ウェブサイトに掲載されている「組合費のチェックオフの注意点」に記載のとおり、チェックオフを運用するには、1. 当該事業場の過半数組合（ない場合は過半数代表者）と行政との間で労使協定（合意文書）を締結すること、2. 個々の組合員から組合費支払いの委任同意を受けること、の二条件が必要です。

これらが欠けている場合は「違法状態」と評価される可能性があるため、速やかに確認し、行政の政治的中立性及び公金取扱いの適正性の観点から、疑念を生じさせないように改善を求めます。

陳情項目

- 1 行政と職員団体の間で、チェックオフ（組合費の給与天引き）に関する明確な合意文書（労使協定または覚書等）が締結されているか確認してください。

未締結の場合は速やかに締結し、その内容・法的根拠・運用手順を公表、ないし情報公開制度により取得可能な状態としてください。

合意に当たっては、行政の政治的中立性に十分配慮し、チェックオフを利用する職員団体が、庁舎内において特定政党（議員・候補者を含む）への支援や政治活動への呼びかけを行わない旨を明確に約束してください。

- 2 組合員一人一人が署名した「チェックオフ同意書」を行政が保管しているか確認してください。

未整備の場合は改めて個別同意を取得するとともに、チェックオフの利用・不利用、組合の加入・非加入及び活動参加・不参加の自由が不利益な取扱いなく保障されるよう、加入手続及び停止手続の方法を明示してください。

- 3 地方公務員法第36条の趣旨に基づき、庁舎・設備・資金を政治活動に利用しないよう、職員に対して政治的中立性を保持する義務の内容を、職員研修や通知等を通じて明確に周知徹底してください。

陳 情 文 書 表			
陳 情 第 4 6 号		令和7年 1 1 月 1 7 日 受 付	
		令和7年 1 1 月 2 7 日 審査依頼	
件 名		国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情	
代 表 者	住 所	横浜市中区桜木町3－9 横浜平和と労働会館4階	
	氏 名	神奈川私学助成をすすめる会 代表 長谷川 正 利	

—— 陳 情 の 原 文 ——

陳情理由

2025年2月に自民党・公明党・日本維新の会が「高校授業料無償化」について合意したことを受けて、公私ともに年収910万円以上の全世帯に年額11万8,800円を支援するための予算を計上した補正予算が3月31日に成立しました。「3党合意」では、2026年度から授業料支援額を2025年度の私立高校授業料平均額に相当する45万7,000円に引き上げ、年収590万円の所得制限を撤廃することも盛り込まれています。「自治体間格差」が拡大する中で国が大幅な拡充に踏み出したことは、父母・生徒にとって歓迎すべきことです。

しかし「教育の無償化」がこれで完成したわけではありません。第一に、文部科学省は、2025年度の制度拡充を今年度限りの新規事業「高校生等臨時支援金」とし、2026年度については「所得制限の撤廃や私立高校等の加算額の引上げも含めたいわゆる「高校授業料の無償化」を別途検討中です」としています。必要な財源を確保した上で、少なくとも合意された内容を着実に実施することが求められています。第二に、授業料が実質的に無償になったとしても、入学金や施設設備費などの高額な私費負担が残っています。家庭の私費負担を軽減するためには、入学金への補助制度の創設や、施設設備費等を就学支援金の補助対象に含めるなどの措置を講じる必要があります。第三に、私立学校への経常費助成は公立高校生1人当たり公費支出額の3割

にとどまっています。私立学校が公教育として重要な役割を担っているとの立場から、1975年私立学校振興助成法成立時の附帯決議に記された「経常費国庫補助2分の1助成」が速やかに実現されることを強く求めます。そして何より、公私問わず「少人数学級」「専任教諭増」を進め、全ての子供たちに行き届いた教育を実現するためには、教育予算の大幅な増額が不可欠です。不登校やいじめの件数が過去最多を更新し、教員の長時間労働やなり手不足にも解決の見通しが見えない中で、学校教育の再生には教育予算そのものを増やすことこそ根本的な解決策となることは明らかなです。私立高校の本当の意味での無償化はまだ達成されておらず、これからの動きにかかっています。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念に基づいて、私学助成の一層の充実を図るよう、以下の項目について陳情いたします。

陳情項目

国（内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣）に対し、地方自治法第99条に基づき「公私の学費格差をさらに改善し、全ての子供たちに学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額を要望する」意見書を提出してください。

陳 情 文 書 表			
陳 情 第 4 7 号		令和7年 1 1 月 1 7 日 受 付	
		令和7年 1 1 月 2 7 日 審査依頼	
件 名		神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情	
代 表 者	住 所	横浜市中区桜木町3－9 横浜平和と労働会館4階	
	氏 名	神奈川私学助成をすすめる会 代表 長谷川 正 利	

—— 陳 情 の 原 文 ——

陳情理由

神奈川県私立学校に対する生徒一人当たりの経常費補助額は、今年度は国・県とも増額されました。特に私立高校の額は県民の念願である国基準額を達成することができました。神奈川県の私立高校生への授業料補助額の上限である468,000円は、年収750万円未満世帯まで広がり、多子家庭（23歳未満の子供3人以上）に対しては年収910万円未満の世帯までと現状維持でした。一方国の就学支援金は所得制限が撤廃され、全ての私立高校生が118,800円を受けられるようになり、次年度はさらなる増額の方が示されています。県民の願いである学費負担の公私間格差の是正が一步進み、中学生の高校選択の幅が広がりました。この成果は昨年までの私たちの運動に加え、市町村の後押しのおかげだと感謝しております。

しかし、増額されたとはいえ、神奈川県を経常費補助は、高校と幼稚園を除いて小学校と中学校はいまだ国基準額（国庫補助金と地方交付税交付金の合計額）に達していません。その全国順位は、神奈川県は近年の努力にもかかわらず、中学校は44都道府県中40位、小学校は34都道府県中30位と、全国最下位水準です。この補助額の低い水準が、保護者負担全国最上位クラスという高学費をもたらしています。少子化に伴い、今後中学卒業者数が減っていくという見通しも、私立高校に財政的な不安

を与えており、生徒数の減少に対して、教育条件を向上させる特別な措置が求められています。

さらに授業料補助は補助対象が授業料に限定されているため、生活保護世帯でも施設設備費等の負担額が年間約28万円残されています。東京都では所得制限が撤廃され、全ての私立高校生が実質授業料無償になりました。また東京都では、私立中学校に通う家庭には所得制限なく授業料補助（10万円）の制度もあります。さらに東京都から他県の私立高校に通う生徒には授業料補助が出ますが、神奈川県から県外の私立高校へ通う生徒には授業料補助が出ないという問題もあります。1975年に制定された私立学校振興助成法は「速やかに（補助額を公立の）2分の1とするよう努める」という附帯決議がされましたが、半世紀経た現在もいまだ達成されていません。保護者負担の軽減は、いまだ道半ばです。

近代私学発祥の地、神奈川県私学は、各校が建学の精神に基づき、切磋琢磨して特徴のある教育をつくり、県民に多様な教育の機会を示して、豊かな日本社会の形成に寄与しています。神奈川県の教育を支える担い手としての役割を果たし続けています。そうした私立学校に通う児童生徒の保護者負担を軽減し、私立学校の教育条件を向上させ、全ての子供たちの学ぶ権利を保障するため、私学助成を一層拡充していくことは県政における最重要課題です。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念に基づいて、私学助成の一層の充実を図るよう、以下の項目について陳情いたします。

陳情項目

神奈川県知事に対し、地方自治法第99条に基づき「令和8年度予算において私学助成の拡充を求める」意見書を提出してください。